

「転載許諾サービス説明会」 質疑応答集

カテゴリ	質問	回答	参照スライド頁
利用期間について	Q.1 「利用期間1年間」は、具体的にいつからいつまでか？	A.1 利用開始月から12カ月間を指す。（例：2019年7月8日に許諾を得た場合は、「利用開始年月」は2019年7月となり、2020年6月30日までが利用期間となる。） 利用期間終了前にリマインドメールが配信される。	4
	Q.2 「スライド・動画等による上映」や、「ウェブサイトにおける公衆送信」を「利用期間1年間」で申請した後に利用期間を延長する場合はどのような手続きになるのか？	A.2 「利用期間1年間」終了後に利用期間を1年間延長する場合は、再度「利用期間1年間」の申請及び使用料の支払が必要となる。 「利用期間1年間」の期間中に「期限なし」に切り替える場合は、別途申請が必要となる（差額支払による利用期間変更対応は不可）。	4
	Q.3 「利用開始年月」には、未来の日付しか入力できないが、過去に遡って許諾を得たい時はどのような手続きになるのか？	A.3 原則的に過去分の転載利用の申請は不可。 但し、権利者の承諾に基づくイレギュラー対応は可（要相談）。	25
利用方法について	Q.4 頒布したスライド資料を、頒布先が利用（上映）する場合はどのような取り扱いになるのか？	A.4 「資料等を頒布して利用する場合」の許諾に加えて、「資料等を上映・公衆送信して利用する場合」の許諾を別途得る必要がある。 頒布先での不適切な利用を避けるため、資料頒布の際には利用方法の制限に係る注意喚起が推奨される。	3~4
	Q.5 営業担当者が、販促資料をタブレット端末などで見せながら説明をする場合はどのような利用方法に該当するのか？	A.5 「資料等を上映・公衆送信して利用する場合」にあたる。 閲覧者数の制限は無い。	3~4
図表の著作物性について	Q.6 「転載利用のガイドライン」では複数のグラフが例示されているが、グラフ等の図表の著作物性についてどのように考えればよいのか？	A.6 日本の著作権法では、図表が単なるデータを表したに過ぎない場合、著作物性が認められない場合もしばしばあると考えられる。一方で、ありふれた図表の表現をとっていたとしても、データの選択や配列には当然ながら著者の「思想または感情」が含まれており、「創作性」が絶無と断言できるか否かの判断は難しく、図表によっては編集著作物と見做される可能性が考えられる。 欧米の慣例では、米国のChicago Manual of StyleやAMA Manual of Styleといった論文執筆マニュアルにも「他人の図や表を使う際には原則として許諾を取る必要がある」との記載があり、また、これらの中にも図表の著作権判断は困難との記載がある。 加えて、研究倫理の観点に立つと、無断での図表利用に対してセンシティブな研究者や学会は多い。 JACでは、上記諸々の背景を勘案し、図表を転載利用する場合には許諾を得ることが好ましいものと思料する。	6~10
	Q.7 転載利用する図表の著作物性を確認して貰えるのか？	A.7 JACでは、図表等の著作物性の判断は出来かねる。 利用者の責任において、適切かつ正確な転載利用の許諾申請を行う必要がある。	6~10

問合せ先：【転載許諾窓口】 permission@jaacc.jp